

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 嶋 幸一

1 日 時

平成28年6月23日(木) 午後1時32分から
午後4時05分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

嶋幸一、二ノ宮健治、濱田洋、末宗秀雄、井上伸史、馬場林、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

古手川正治、森誠一

6 出席した執行部関係の職・氏名

教育長 工藤利明、警察本部長 松坂規生 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

(1) 第65号議案のうち本委員会関係部分については可決すべきものと、第2号報告のうち本委員会関係部分については承認すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。

第75号議案については、可決すべきものと賛成多数をもって決定した。

継続請願10及び継続請願11については賛成多数をもって、いずれも継続審査とすることを決定した。

(2) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。

(3) 教職員の懲戒処分について、執行部から報告を受けた。

(4) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

(5) 県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐 工藤ひとみ
政策調査課調査広報班 主幹 内田潔

文教警察委員会次第

日時：平成28年6月23日（木）13：30～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 警察本部関係 13：30～14：00

- (1) 付託案件の審査
第 2号報告 平成27年度大分県一般会計補正予算（第5号）について
（本委員会関係部分）
- (2) 県内所管事務調査のまとめ
①熊本地震対応に基づく今後の装備・資機材整備の対応について
②若手警察官の早期育成に対する取組状況について
- (3) その他

3 教育委員会関係 14：00～15：40

- (1) 付託案件の審査
第 65号議案 平成28年度大分県一般会計補正予算（第3号）
（本委員会関係部分）
第 75号議案 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について
第 2号報告 平成27年度大分県一般会計補正予算（第5号）について
（本委員会関係部分）
継続請願 10 国の責任で35人学級の推進を求める意見書の提出について
継続請願 11 大分県独自で少人数学級の拡充を求めることについて
- (2) 県内所管事務調査のまとめ
①災害発生時における児童生徒の安全確保、事前準備について
②地域の特色を活かした魅力ある学校づくりについて
③特別支援学級と特別支援学校の就学と連携について
- (3) 諸般の報告
①教職員の懲戒処分について
- (4) その他

4 協議事項 15：40～15：50

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

嶋委員長 ただいまから文教警察委員会を開きます。

都合によりおこなっていますが、濱田委員が出席の予定でございます。

また、本日は、委員外議員として、森議員、古手川議員が出席されています。

委員外議員の皆さんにお願いします。発言を希望する場合は、付託案件や諸般の報告などの区切りごとに、委員の質疑・討論の終了後に挙手し、私から指名を受けた後に、長時間にわたらないよう要点を簡潔にご発言願います。

さて、本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案2件、報告1件及び前回継続審査となりました請願2件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより警察本部関係の審査に入ります。

初めに、第2号報告平成27年度大分県一般会計補正予算第5号についてのうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

松坂警察本部長 第2号報告平成27年度大分県一般会計補正予算第5号についてのうち、警察本部関係についてご説明いたします。

お手元の大分県議会定例会議案の52ページをお開きください。

ページ中段の第9款警察費の補正額は2億7千607万3千円の減額でございます。

既定額が258億8,678万4千円でございますので、補正後の警察費の総額は256億1,071万1千円となります。

項別では、補正額の全てが、第1項の警察管理費でございます。

その内容につきまして、別冊の平成27年度補正予算に関する説明書によりご説明いたします。

41ページをお開きください。

2億7,607万3千円の減額につきましては、全額、第2目の警察本部費、事業名給与費の減額によるものでございます。

主な減額の理由は2つございます。

まず、平成27年度当初予算において、年間の退職者数を82人と見込んでいましたが、実際の退職者数は77人でありましたので、平成28年3月末日における退職手当の所要額が見込みを下回ったこと。次に、平成27年10月からの年金制度一元化により増額を見込んでいた共済費が見込みを下回ったことによるものでございます。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

末宗委員 年金の一元化について、これは共済年金と厚生年金の一元化でしょうけど、どういうふうになっていったのか、説明をお願いします。

松坂県警本部長 後ほど調べてご報告申し上げます。

嶋委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は、教育委員会関係の審査の際に一括して行います。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、去る5月11日から31日にかけて実施いたしました県内所管事務調査のまとめを行います。執行部より説明をお願いいたします。

農木警備部長 熊本地震対応に基づく今後の装備・資機材整備の対応についてご説明させていただきます。

お手元にお配りしております文教警察委員会説明資料の1ページをお開きください。

まず、今回の熊本地震における警察の災害警備部隊の主な活動についてご説明いたします。

4月14日午後9時26分、大分県下では震度4を観測する地震が発生し、幸いにも、県下では大きな人的・物的被害もなかったのですが、熊本県では震度7を記録しており、大きな被害が予想されたことから、直ちに本県の広域緊急援助隊を熊本県へ派遣いたしました。

広域緊急援助隊は、大規模災害が発生した場合、都道府県の枠を越えて災害警備活動に当たる即応部隊です。

警備部隊は、被害が甚大であった益城町の家屋倒壊現場等において、4日間にわたり被災者の救出救助活動や捜索活動等を行いました。

交通部隊は、2期9日間にわたり、益城町や嘉島町等において、信号機が滅灯した道路等において交通規制やパトカーによる移動警戒等の活動を実施しました。

そして、4月16日の午前1時25分に発生した本震では、本県においても観測史上初めてとなる震度6弱を記録し、その後も震度5弱以上の地震が計4回発生しました。県警では、警察本部長以下の警備体制を確立し災害警備対策に当たったところであります。

今回の災害警備活動は、災害被害実態の把握、救出救助、交通路の確保が主なものであります。今回の災害警備活動を通じ、まだまだ人命救助用資機材の不足を痛感いたしました。また、今後、発生が予測されております南海トラフ地震等の大規模災害に備えるためにも、必要な装備・資機材として2に記載いたしましたので、活動形態ごとに説明させていただきます。

2ページ以降に装備・資機材の説明資料の写真も掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

まず、被害実態の把握活動に伴う必要装備ですが、1つ目がオフロードバイクです。

これは、倒木や道路が損壊している災害現場へ早期に臨場し、被災状況を把握したり、行方不明者の捜索等を行うには機動性に優れたオフロードバイクが必要になります。

2つ目が赤外線カメラです。これは、今回の地震の発生は、いずれも夜間であったわけですが、夜間であっても臨場感のある画像により被害実態を確実に把握するためのものです。

次に、救出救助活動に伴う必要装備で、1つ目がレスキュー車です。

これは、エアジャッキや大型カッター、クレーン等の救出救助資機材を搭載した車両です。熊本県下ではレスキュー車がないために倒壊家屋の下敷きになった被災者の救出がおくれた事例もあり、大規模災害に備えて複数台必要と考えております。

2つ目の削岩機は、家屋の倒壊現場からの救出救助活動を行う際、ブロックやコンクリ

ート壁を破壊するためのものであります。

3つ目の災害活動車は、今回の熊本の現場では道路が陥没、隆起したり歪曲しており、現場に臨場する場合、通常のマイクロ車両等では通行が困難な場面が多々あったことから、4輪駆動で、かつ車高が高い活動車が有効となります。

4つ目の投光車及びバルーン型投光機については、災害の発生が夜間であったり、救出救助活動が夜間に及ぶこともあり、夜間の活動の必需品であります。

そして、交通路の確保活動に伴う必要装備です。今回の地震でも、湯布院町内で11カ所の信号機が滅灯し、多人数の警察官が交通整理に当たりましたが、停電による信号の滅灯であれば、信号機用発動発電機を使用することで早期に復旧が可能になります。

予算要求の現況ですが、熊本地震に係る6月補正予算では、減耗消費したアルファ米、保存水や個人装備の踏み抜き防止インソール、ゴム製救助用胴付長靴等を要求したところであります。

これまで説明をさせていただきました必要な部隊装備品のほか、隊員個々の負傷を防止する防切創手袋やゴーグル、ヘルメットに装着するヘッドライト等も災害の規模によっては不足することも考えられますので、整備に向けた検討を行ってまいりたいというふうに思います。

加門警務部長 若手警察官の早期育成に対する取組状況についてご説明いたします。

お手元の説明資料の5ページのA3の資料をお開きください。

まず、本県における若手警察官を取り巻く状況ですが、4月1日現在、全警察官に占める採用後3年以内の若手警察官の割合は約14%となっており、その中で公務執行妨害事案が増加するなど、効果的な教養・訓練による若手警察官の現場執行力の強化が喫緊の課題となっております。

このような状況のもと、県警察では、右にありますように、①新任警察官に対する計画的教養、②効果的な職場教養、③実戦を想定した術科教養等を推進しております。

それぞれの内容につきまして、資料中段で具体的にご説明いたします。

まず、①新任警察官に対する計画的教養ですが、県警察では、採用後3年以内の警察官を新任警察官として位置づけ、3年間で地域警察官としてひとり立ちして勤務ができる実力をつけるべく学校及び職場教養を行っております。

警察官に採用されますと、大卒であれば15カ月、高卒であれば21カ月の採用時教養を受けます。

採用時教養では、警察官としての資質を育成する基礎教養を行う初任科、警察学校卒業後、現場でマンツーマンの指導を行う職場実習、基礎教養を定着させるため再度学校教養を行う初任補修科、単独勤務に向けた現場実習を行う実戦実習を実施いたします。

その後の3年に至るまでの残りの期間をフォローアップ期間としまして、職務質問、刑事事件、交通事件に関する捜査手続をそれぞれ1日研修で、ロールプレイング方式の実技教養等を行う現任補強講座、少年事件、生活安全事件、刑事事件、交通事件の想定に基づき、対象の若手が各捜査書類を作成し、各部のベテラン捜査員が個別に添削指導を行う通信講座を実施しています。

また、教養効果の検証につきましては、3年間で6回の検証を行い、地域警察官としてひとり立ちして勤務ができる実力の定着状況について確認をしています。

このような定型的な教養に加えまして、新任警察官としての教養期間中、そしてその後の職場においても②、③のような職場教養及び術科教養を推進しております。

職場教養では、各部門の専門的技能を有する技能指導官による技能伝承、若手警察官が各自の勤務時間帯に応じて適時、技能指導官の実技指導等を視聴できる視聴覚教材の作成・活用、警察署の若手係員等を対象とした熊本HSRにおける緊急自動車運転技能講習会の開催、車両の右左折後退時の安全確認等の訓練を始業前の短時間で実施できる短時間安全運転訓練の各所属における反復実施、各警察署において若手警察官を対象とした、各種実戦塾の開催等を実施しております。

また、術科教養では、40歳以下の警察官を訓練重点対象者と指定した術科訓練、社会情勢を反映した想定に基づき、各警察署において事案届け出の受理から逮捕までの一連の警察活動をロールプレイング方式で訓練する実戦的総合訓練、実際の交番・駐在所を活用し、不審者の凶器による不意の攻撃や拳銃奪取等を想定した総合術科訓練、職員の術科技能の向上、士気高揚を目的とした各種術科大会等を実施しております。

今後も、これらの取り組みをさらに推進させるほか、若手警察官に指導する現場実習指導員のスキルアップ、技能指導官の効果的運用、実事案に基づいた各種訓練等を行い、若手警察官の早期育成を図る方針であります。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があればお願いします。

濱田委員 若手警察官の育成でありますけれども、現在の女性警察官の割合と、やはりどうしても体力とかいろんな差があるのは当然でありますので、女性警察官はどんな形で訓練をしているのですか。全く平等でないのかどうか。

加門警務部長 女性警察官の割合は、大体7%弱となっております。（「警察官全員で何人いますか。」という者あり）

平成27年の定員が2,073名でございます。現在119名の女性警察官がおりまして、育休中が14名となっております。大体7%弱でございます。平成34年までに10%に引き上げるといふような目標を立てております。

また、女性警察官の体力関係でございますけれども、警察学校におきましては、基本的に男女同じような訓練を実施しております。個々に状況をきちっと観察しておりますので、もし個別に体力についていけないというふうな問題がある状況になりましたらやめるといふふうな考えで実施しております。

ただ、今のところ女性警察官で今入っている者につきましては、特に男性と変わらず課したノルマをこなしているという状況でございます。

濱田委員 なぜ聞いたかと言いますと、この資料の中に女性警察官というのが全く入っていないんですね。百何十名おれば、例えば女性警察官特有の仕事があると思うので、女性だけをちゃんと集める何か教育機関というのが必要じゃないかなと思うんですが、どうですか。

加門警務部長 基本的に男性警察官と同様の教養をしているんですが、女性警察官につきましては、特に配属先の警察署で性犯罪や女性被疑者を取り扱う可能性が高いというふうなところで、昨年度は学校の普通の授業のほかに卒業前に本部から講師を招きまして、性

犯罪事件の対応要領であるとか、性犯罪事件の鑑識要領、また女性被疑者の新規留置等の教養を女性警察官に行いまして、実際に取り扱う技能を習得させているという状況でございます。

井上委員 直接関係ないんですけども、先般、テレビで2名の警察官が飲酒運転で捕まったと、ナンバープレートを取りに戻ったときに飲酒運転がばれてというふうな報道がありました。そういった者の個人的な行動についてどういった教養というか、当然してはならないと思えるようなことをどの機関でどういうふうな形で勉強しているのかということと、大分県警としてはこういったことを起こしちゃいけないよという勉強会なり検討なりをされたのかなと、事件後の県警の対応をお伺いしたいと思います。

加門警務部長 本県の飲酒に関する過去の事故でございますけれども、平成22年に酒気帯び運転した状態で出勤してきた職員がいるというふうなものが最新の事例でございます。

中津留警務課長 当県でも平成22年にこのような事案がありました。それで、このような事案をなくすために、各警察署におきましては、もちろん指示に加えまして小集団活動、あるいは個別の、特に二日酔い等が問題になることもありますので、二日酔い運転とか、こういったところにもアルコールチェックの活用なり、こういった飲酒運転防止だけに限らず疑義事案、これに対する教養は各警察署におきまして適宜やっておるところでございます。

井上委員 当県で起きたことではないけれども、ことしそういった事件が起きたんでね。起きたときに勉強というか訓示というか、そういったものはやられているわけ。

中津留警務課長 県内にだけに限らず、全国のこういった事案があると、これを素材にしまして、各所属で指導、教養、あるいはそれぞれの職員たちに自分たちで自分たちの行動を律するように考えさせるような小集団活動、こういったものを実施しております。

堤委員 警察署の調査で、地震等災害時の資機材の問題についてかなり問題意識があったんですけども。29年度要求装備品の検討の中で、価格的にそんな高いはないんですけども、この3つを要求するという形になっています。レスキューの車とか今1台しかないわけでしょう。こういうのは当然僕は必要だと。そういう点では、こういうものは今後予算要求をする予定なのか。

それと、レスキュー車とクレーン車というのは消防との関係もあるね。だから、そういうすみ分けを消防としているんだろうかと。何でもあったほうがいいんだろうけれども、そこら辺の問題を1つ確認したいと。

それと、いろんな課がありますが、仮に自分が生活安全課に行きたいと希望して行けるのか、それとも上司が任命をするのか、そこら辺の振り分けがよくわからないんですけども、少し教えてください。

農木警備部長 装備・資機材の関係でございます。委員ご指摘のように、先ほど説明させていただいたように、まだまだ資機材が不足しているというのが実態でございます。

ご指摘の特にレスキュー車あたりは大変有用な資機材でありますし、我々としてはぜひ欲しいということで今回も説明をさせていただいたんですけども、1つは何せ高額という面があります。そこに写真があるように1台が4千万円するような車両でございます。実はこれは、先ほどちょっと触れたように、全国に広域緊急援助隊という組織があるんですけども、これの活動用ということで、国から国費で配分されたというような車両で

ございます。それで、当然我がほうとしては、ぜひ県費あたりでも1台欲しいなということで希望はしているんですけども、その辺はまた検討、協議が必要な事項でございますので、何とか今後の整備計画等の策定の中でやっていきたいと思っております。

そして、ご指摘のように、当然また現場の活動では、消防あるいは自衛隊との連携といったことは当然必要でありますし、また持っている装備・資機材も有効に活用しながら、連携しながら所期の目的を達成するというのが当然の務めでございますので、その辺も対応を万全にしていきたいというふうに考えております。

中津留警務課長 警察署内におきますそれぞれの職員の配置先でございますけれども、本人の希望ももちろんございます。また、適正というのもございますので、そういうものを総合判断して配置を決めておるということでございます。

堤委員 レスキューの問題については、確かに4千万円ですけど、でもそれは人命救助にとっては本当に必要なものですから、ぜひこの委員会としてもそういうふうな要求をしていきたいというふうに思っておりますので、あきらめないでください。

末宗委員 若手警察官の早期育成の中で、公務執行妨害事案が前年比3件増の8件なんだけど。8件全部若手の分なのか、公務執行妨害としては多いのかどうか説明をお願いしますか。

加門警務部長 公務執行妨害の8件につきましては、これは若手だけというわけではなくて、平成27年度に起った全件数でございます。最低年齢は22歳の者、最高年齢は52歳の者、平均年齢34歳ということで執行妨害を受けたと。

末宗委員 若手に対して、何件こういう事案があったのでしょうか。

加門警務部長 採用3年以内はゼロ件でございます。

末宗委員 若手警察官の早期育成に対する取り組み状況でこの課題が出ているのであって、ゼロ件だけ意味があつてこういうのが出ていると思うんですが、そこらあたりの説明を。

加門警務部長 若手警察官に対してはゼロ件なんですけど、職務を執行しているという中におきまして公務執行妨害と。例えば、平成27年度の発生例で申し上げますと、現場臨場した地域警察官が職務質問した際に、被疑者が警察官に対しプラスチック製のバケツを投げて、さらに石で殴りかかる等の暴行を受けるというふうな事案等が発生しております。

このような状況に、現在採用3年目というふうなところではゼロ件ですけども、警察官として対応していかないといけないというふうなところで、例えば、逮捕術であるとか柔剣道、そういうものをきっちり身につけて、現場における執行力というのを確保していくための取り組みを継続しているというところでございます。

末宗委員 公務執行妨害というのは、昔と比べたら、やっぱり傾向として激しくなっているのですか。感想としてはどんな感じですか。

松坂警察本部長 件数としては年間8件の事件ということで、それほど多くないという印象がありますけれども、やはり警察官の職務執行全般ということで見ますと、なかなか私どもが採用されたころに比べると、1つずつがやっぱり難しくなっているなというのが実感としてはございます。それは、昔の活動に比べると、やっぱり警察官に求められるものもふえてきていますし、単に検挙するというだけではなくて、犯罪の予防ですとか事故の防止、そういった未然防止の部分も含めて、やはり我々警察に求められる仕事の幅が広がってきている、より先を見据えた形でいろいろ仕事求められる。こうした実情がありま

して、そういう意味では若手でもベテランでも、実際現場に臨場した場合には、それはもう一人前の警察官として活動してもらわなきゃいけないということがありまして、ここには公務執行妨害を上げておりますけれども、やはり警察の仕事が難しくなっているというか、幅が広がっているというか、そういう実情を踏まえて若手の育成を進めているというところでございます。

末宗委員 コンピューターとかいろいろ時代が変わってきてるから。はい、わかりました。

二ノ宮副委員長 直接は関係ないんですけど、今回の熊本地震では、県が緊急支援隊ということで、私の地元の由布市に5名の派遣がありました。現地の災害の情報収集をするという役目で、災害本部に2日間ぐらいいたんですけど、警察官もやはり独自の情報収集をしているんですか、それとも県と情報を共有しているんですか。

農木警備部長 警察も、今回のように地震も発生したということになると、当然県・市町村と連携した、例えば情報収集であるとか災害対応ということに当たります。それで、具体的に言いますと、例えば、由布市は大分南警察署の管轄になるんですけども、大分南警察署からも、いわゆるリエゾンという形で市の災害対策本部に派遣をいたします。そしてまたあわせて、ほかの市町村ももちろんそうでありまして、ほかの警察署も同じ対応をとるんですけども、県の災害対策本部、これは本部の我々の課員の中から今回も3人で回すような形で、交替でリエゾン派遣して、お互いの情報を連携しながら対応に当たっております。

二ノ宮副委員長 今回初めて経験したんですけど、現地は相当混乱しているんですね。その混乱にさらに拍車をかけるのが県やマスコミからの情報収集。今言ったように警察は警察、行政は行政、行政の中も福祉とか農政とかいろいろあるんですけど、そういうところが全部かかわってくるんですね。本当に違う災害に対しての対応をしなければならない人たちまで、そういう県との対応とかで。

要するに情報の一本化をしようということですよ。それでぜひ情報を集めていただいて、やっぱり警察もさっき言った支援隊の中に入って、現地の市町村に迷惑をかけないような、そういう方法をぜひ今から考えていただきたいと思います。

農木警備部長 ご指摘の点は十分承知いたしました。それと、ちょっと手前みその話になるんですけども、我々も警察本部にいる立場から、例えば各警察署で被災した場合に警察の力だけでは対応できない場合もありますので、実は本部の支援隊というものをつくっております。本部の要員を緊急に招集いたしまして、その被災地である警察署に支援に行くというような部隊でございまして、これが今まで約100人おりました。その任務の内容、今回の反省、教訓も踏まえまして、特に警察署本部の指揮機能をサポートしよう、支援しようということで、指揮支援班というチームを特別に本部から、いわゆるチームでバックとして送り込むというようなことで改定をしたところでありますし、また、あわせて状況を早く把握しようということで、警察署だけの力ではちょっと限界があるねということで、本部の先行の、特別の情報班を先回りしてそこに投入しようということで、今回新たな改正を図ったところでございます。

馬場委員 今後の装備・資機材の整備ということで、先ほど29年度の装備の検討は出ましたけれども、今度の地震を受けて、この中でどれが1番今必要なのかと。

農木警備部長 この中で特にというのが、やっぱり今回は発生が夜間でありました。先ほ

ど触れたように、夜間の情報収集をいかにするかといったのが1つ大きな課題かなということで、もうはっきり申し上げますと、例えば、そこに上げております赤外線カメラあたりは現有ゼロでございますので、何とかこの辺から整備をということで考えておりますし、ちょっとした投光機の種類とか、そういったものも必要かなということでございます。

馬場委員 昨日も洪水警報が出たり、九州北部豪雨もあったんですけれども、大分県下の災害って地震もありますし、いろんな洪水もあるんですけれども。今までの中で、もっとこういうのが今必要だなとかいうのはあるんですか。

農木警備部長 地震に限らず、委員ご指摘のように、例えば水害があつて、あるいは家屋が倒壊して山が崖崩れというのも十分想定されますし、これまでもいろいろ経験があるんですけれども、さっき堤委員が言ったように、やはり現場では、例えば消防が持っている装備、あるいは自衛隊が持っている装備、例えば引っかくようなユンボであるとか、大型重機の類ですね、これがあると本当に便利だなと、あるいは活躍できるなというものはあることはあるんですけれども、果たしてそれを警察独自で持てるかという問題もありますし、その辺は、さっき言ったように消防とか、あるいは自衛隊との連携、あるいは民間が持っているところと、いわゆる使用協定を結ぶとか、そういった対応も出てくるのかなということで考えておるところでございます。

嶋委員長 資料1ページに主な必要装備・資機材が示されていて、その下に予算要求の概要とあります。レスキュー車は高価であるということもありましたけど、必要な装備・資機材の中で、オフロードバイクとか投光車とか車両関係が要求されていないんですけれども、車両関係が要求されていないというのは何か意味があるんですか、

農木警備部長 とりあえず6月の補正は、先ほど申しましたように消費分の補填ということで、それを既に終えたところでございます。あとまだ車両の関係は、正直費用の関係と、もう1つは先ほどちょっと触れたように、国費の配分要求という手段もございますので、この辺を検討しながら、あるいは調整しながら必要な対応をとっていきたいというふうに考えております。

嶋委員長 ほかにご質疑等もないようですので、以上で県内所管事務調査のまとめを終わります。この際ほかに何かありませんか。

松尾会計課次席 先ほど末宗委員からご質疑のありました年金の一元化について説明をしたいと思います。

昨年の10月1日から共済年金が厚生年金と統一されております。もともと共済年金は基礎年金部分、厚生年金部分、職域加算部分の3階建てになっておりました。これが厚生年金と同じように基礎年金部分、厚生年金部分、この2つに統一されております。それに合わせまして、民間では企業年金というのがございます。その企業年金に相当するものとして、退職等年金給付というものが新たに新設をされています。

それと、大きい2つ目の違いは、掛け金の計算方法が大きく変わっております。標準報酬制ということで、もともとは手当率としては、本俸の0.25、25%を手当として掛け金計算していたものを標準報酬制ということで、本俸プラス各種手当を足したものから掛け金を算定するようになっています。

大きく変わった分はその2つでございます。

嶋委員長 この際ほかに何かございせんか。

末宗委員 ちょっと1点だけ。熊本地震で被災した人家に泥棒が入ったというニュース等が随分あったんだけど、そこらあたり、例えば避難所とか行ったときに、自分の家は大丈夫かというのが1番心配なわけで。被害が何件ぐらいあってどういう状況だったか、そこらあたりを今後対処してもらいたいんだけど、わかる範囲で結構です。

農木警備部長 ご指摘のように今回避難された方も随分おられました。特に由布市であるとか別府市を中心に避難された方が大変おられて。ご指摘のように、本当に「着のみ着のまま」来たわけですから、当然そこのそういったご心配もあったということをお察しましたものですから、この前もちょっと触れましたように、警察といたしましては、いわゆる避難者の方々の不安解消、あるいは心のケアということを目的に、女性の特別部隊「SAKURA」ということで銘打ったんですけれども、これを巡回させて、具体的な悩みとか、あるいは心配事というような不安解消に努めました。

そうしたところ、ご指摘のように、確かに家を開けてきたままだとか、あるいは戸締りをしたか心配だというような意見も随分寄せられました。特に湯布院あたりの方が多かったんですけど、それを受けた女性警察官が即、そのまま1つはワンストップで南署のほうへつないで、そして巡回をしているパトカーがありましたから、その家にそのまま向かわせて、一応火の元とか戸締りの確認をして、大丈夫でしたよということをつなげるような活動もやったところでございます。

具体的な被害は、避難者の家で、例えば、空き巣に入ったとか、何かやられたとか、火をつけられたといったような被害はないというふうに承知しております。

末宗委員 熊本の件数はまだ統計が出ていないかな。後ほどでもいいんだけど。それがやっぱり熊本で具体的に何件入ったのかとか参考にして、今後方針を立てたらいいんじゃないかと思ったもんだから。

高山生活安全部長 熊本の分については、まだ統計という形では承知をしておりません。ただ実際に被害が起こっておるのは事実でありますし、風評という形でもかなり出ました。それで、県下では警備部長がご説明したように、特別部隊という形でのいろんな困り事の話の聞くということとあわせて、やはり避難をしている、要は家人等が不在になった家屋が多い地域、これについては、まず地震発生直後に本部のほうから各警察署のほうに、その地域の警戒、警ら活動を強化せよということと、警察だけの活動では限界がございまして、地域の自主防犯パトロール隊、それから青色の回転灯を使っている青色のパトロール等々の民間の方々にご協力いただいたと。

中旬の土日には、大分県の警備業界のほうも安全な地域づくりの一環というところで部隊をつくっていただいて、自主パトロールという形で由布市・別府市内を巡回していただいたという、こういう形で警察、それから関係する団体など、民間の方々のご支援をいただきながら、しっかりそういう地域の安全確保という形については、今後も力を入れていきたいと考えております。

嶋委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにないようですので、これをもちまして警察本部関係の審査を終わります。

執行部はご苦労さまでした。

〔警察本部退室、教育委員会入室〕

嶋委員長 これより教育委員会関係の審査に入ります。

まず、第65号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

工藤教育長 一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、常日頃から教育行政の推進にいろいろとご協力をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

きょうは、付託案件で議案2件、報告1件、継続請願2件、そして諸般の報告1件について説明と報告をいたします。

また、県内所管事務調査、災害後の大変な状況の中で視察をしていただきました。本当にありがとうございました。その際にご議論いただいた中から、全体をまとめまして、3件について説明させていただきたいと思っております。

説明につきましては、それぞれの各担当課室長からさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

森崎教育財務課長 大分県議会定例会議案の1ページをお開きください。

第65号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第3号）の教育委員会所管分についてご説明します。

説明は、別にお手元に配付しております文教警察委員会説明資料でさせていただきます。

1ページをお開きください。

教育委員会の補正予算額は、表の1番下、2重線で囲んだ欄の右から2列目にありますとおり8,757万3千円の増額です。

一般の熊本地震で被災した学校施設及び文化財の復旧に要する経費を補正するものです。

この結果、補正後の予算総額は、その右の欄にありますように1,138億8,133万円となります。

次に事業費について説明いたします。

別冊の平成28年度補正予算に関する説明書補正（第3号）の40ページをお開きください。

第10款教育費第7項社会教育費第3目文化財保護費の記録保存修理費3,065万9千円の増額です。

これは、被災した岡城跡など6カ所の国指定文化財と日田市にあります永山城跡など12カ所の県指定文化財の復旧を行う市町村等に対して助成するものです。

なお、地震による文化財被害の状況を鑑み、災害時の単年度補助上限額150万円を廃止することとしております。

続きまして41ページをごらんください。

第11款災害復旧費第3項県立学校施設災害復旧費第1目県立学校施設災害復旧費の県立学校施設災害復旧事業費5,691万4千円は新規事業です。

これは、被災した由布市にあります由布高校など12の高等学校と、同じく由布市にあります由布支援学校など8つの特別支援学校の復旧を行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

末宗委員 ちょっと質疑の前に説明してくれないかな。資料1ページの1番下に、教育委員会所管分計①－②－③＋④と書いているが、これの説明がなかったので今の説明と結びつかないんだけど。

森崎教育財務課長 1番左の既決予算額で、教育委員会所管分の関係を①－②－③＋④でご説明いたしたんですけれども、今回はこの中の災害復旧時の5, 204万1千円と社会教育費の3, 553万2千円ということで、8, 757万3千円の補正予算額になっております。

末宗委員 数字が違うのですか。要するにぴったり合わないのですか。

工藤教育長 説明が悪くて申しわけありません。目的別の教育費の款の中の②と③という段は、他の部局に関係する分ですから、その分を差し引いたら教育委員会全体の姿になるという整理でこういう説明をしております。ですから、教育費の中の教育委員会関係の部分ということになると、1番下の部分の1, 137億9, 375万7千円となります。大学費と、それから教育関係でも一部他部局分が目的別で入るものがあるものですから、その分をのけたところで教育全体の予算が見えるように1番下に整理をしたということです。

末宗委員 数字は合っているわけだな。

工藤教育長 はい。算数は合っております。

濱田委員 文化財の補修関係ですが、一般的に神社仏閣等は政教分離だから国、県や町の費用で実際にはできないと。ただ神社仏閣の中でも国指定の文化財とか、あるいは県や町指定とか、そういうものは必ずあります。どこまでがちゃんと公の金で整備ができてという、その境というのはどんなふうになるんですか。

佐藤文化課長 ご指摘のように、国や県、市町村が指定した文化財としての部分、そこに関しての補助ということになります。それで、例えば、建物が重要文化財というものであれば、建物の補修費に公費を投入いたします。その敷地、境内にそのほか指定になっていないものがあって、例えばこの地震で狛犬が倒れてしまったとかいうのがあったとしても、それが指定物件でなければ今回の補修の中には入っておりません。

そういう形で、今回に限らずですが、いろいろ公費を投入して文化財の補修をしたりする場合は、その審議会等で指定された文化財の補修という部分に限定しての公費の投入ということになります。

濱田委員 それはよくわかります。ただ国の文化財に指定されている樹木とかいろいろありますね。見かけが大変悪いのもう切ったほうが良いと言っても、なかなか切らせてくれないんですよね。担当の人によっては全部切っていいとか、非常に人によって左右されることが多いんですよね。やっぱりそういう面のちゃんとした決まりとありますか、ちゃんと引き継いでいく、そういうものがないと。外にあるそういうものは雑草や木の枝がぼうぼうに茂ったり、剪定も必要だし、なかなかそのところがうまく指導ができていないんじゃないかなということを感じます。その辺、例えば市町村の文化財の担当者にはちゃんとした教育というか、指導をしないと。担当が変わればもう全部切ってもいいですよというような、現実にそういうことがありますので、その辺はどうですか。

佐藤文化課長 まず1点目として、その文化財に関して、例えば、石垣の上に木があった

りして、その木が石垣に根を張って弱めたりしているというような判断があればその木を切るとかいう話が出てくることもあるかと思えます。ただ、そのときも担当者が判断をして切る切らないではなくて、県であれば県の文化財保護審議会にかけて、その先生方のご意見をお聞きした上で判断をするというような形をとっていきます。原則としては、担当者が判断をするということではないと考えております。

ただ、2点目として、今ご指摘のように市町村のほうがそれできちんとできているかという部分については、県としては、その市町村担当者を集まってもらって、その手続とかいろいろなやり方等について一緒に研修するような場を現在持っておりますので、市町村が単独でということではなく、県も一緒になってそういう協議をしながら進めていける体制をつくっていきたいというふうに考えております。

濱田委員 例えば、200年、300年前の庭園が指定になった場合、原形を見ている人は誰もいないんですね。この木がなぜ必要かどうかというのを今の目で判断するわけですよ。それを切っていい、切って悪い、見方によっては違うわけですよ。だから、その辺をやはり本当の原形を何かの資料を探してちゃんと確認して、その辺までやらないと、せっかくの文化財の価値がずっと長く保存されていかないんじゃないかなと思うので言いました。あとはいいです。

堤委員 学校の復旧の問題です。視察に行ったときに、2階にすき間が出ているとか、壁が落ちていたりとか、クラックがいっぱい入っているとか、そういうのを見てきました。12校で約5,700万円の補正ですが、これで基本的・構造的に補修をしないといけないとか、もともとの基礎部分をよくしないといけないとか、そういうふうなものの被害はなかったという認識でいいのかなというのが1つと、災害復旧ですから元に戻すということが原則だと思うんだけど、それにプラスアルファして、ちょっと耐震化も含めてやろうというふうなものは含まれないのかということと、小中学校の直接の担当はここじゃないんだけど、小中学校の被害校数とか、被害数がわかれば教えていただきたい。

森崎教育財務課長 今回私もずっと回ったんですけども、主にやはり学校の場合は、壁のクラックとか、エキスパンションと言いまして、渡り廊下とか、そういうところのジョイント部分の剥離とか、そういうものがやはり多かったです。今回の予算もそういうものが中心になっています。少し大きなものがありますけれども、そういうものが中心になって積み上がっているというふうに考えていただければと思います。これは文科省のほうにも確認をしたんですけども、原形復旧だけじゃなくて、少しプラスアルファを加えたものでなければ今後もないということについても、一応オーケーという形にしております。

それから、小中学校の関係なんですけれども、今私どものほうで報告を受けておりますのが、県内で幼稚園5園、小学校30校、中学校17校という形になっております。これも私どもが小中学校を見てきましたけれども、やはり同じように壁のクラックとか、あるいは地面のクラックもありました。それからエキスパンションのジョイントの剥離というふうなものが多かったというふうに思っております。

堤委員 小中、幼稚園の被害総額はわかりますか。

森崎教育財務課長 1億3千万円ほど積み上がっております。

堤委員 ということは、高校と同じように、国の補修の考え方は小中学校でも一緒という認識でよろしいですか。

森崎教育財務課長 結構です。

井上委員 40ページの指定文化財の補修費ですが、これは調査費程度で、工事費になっちゃうとこのくらいじゃ終わらないのじゃなかろうかと思います。だから調査して、来年がこうだとか、そういう順序立てというのは各市町村担当にお話ししているんですか。復旧順序というのはどうなんでしょう。

佐藤文化課長 ご指摘のように、補修に関しては、まずどういうふうな補修が必要かという調査等をして、それからその修復の方向性を決めていくこととなります。それで、今回のここに上げている金額というのは、一応補修を完成させるところまでを見通した金額として上げております。被害総額そのものは2億7千万円近くになるんですが、国指定のものは国の補助がありますし、あと県の指定は今回2分の1補助させていただくということで計上させていただいております。ただ、今年度分ですので、2年、3年かかる分については来年、再来年度それぞれ加えさせていただくという形になります。この金額そのものは一応補修を終わらせるいうところまでの見積もりの上に計上したのになります。

井上委員 補修はどの程度ですか。

佐藤文化課長 例えば、日田市の永山城の場合ですが、その石垣の強度等の確認作業をして、それから補修の方向性を決めていくという見通しを持って、一応7千万円という金額を上げております。その中で、2年目、3年目が補修の中心になりますので、初年度は金額としては3千万円程度の額ということで見積もりを上げて、その半額の補助というような形になるんですが、3年間で永山城を復旧するというところで計画を立てた上での金額になっております。

井上委員 ちゃんと市のほうにそういう計画書がありますか。

佐藤文化課長 市と国と協議した上で、国の指導を仰いだ上で、市と協議してそういう計画を立てております。

井上委員 できたら見せてくださいね。

馬場委員 先ほど、高校の12校と支援学校の災害の復旧事業ということがあったんですけど、私たちも会派で由布高校に行きました。例えば、テニスコートが使えないとか、弓道場が使えないとかいうふうな状況もありました。期間的にはいつごろ復旧してくるのかなと思うのですが。

森崎教育財務課長 先ほどご説明しましたように大きなところ、小さなところもありますので。そういうエキスパンションジョイントの剥離とかクラック、そういうものについては、夏休みまでには撤去したいなというふうに思っております。先ほど言ったテニスコートのところは、少しくラックが入っていますので少し時間がかかると。やっぱり本年いっぱいぐらいはかかるんじゃないかというふうに思っております。

馬場委員 ちょうどその横が大分川ですかね、川沿いで。ぱっと壊れて落ちているようなところもあります。そういうところも含めてやるんですか。

森崎教育財務課長 由布高校については、やはり今回の予算の中でも1番大きな金額、1千万円以上かかるというか、それは、先ほど委員が言われたように、川のところにやはり土砂が流れていっているということで、それで、うちのほうは擁壁をつくって、それを防御するというような、そういう工事をしていくというふうに考えております。

嶋委員 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第75号議案大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

藤本教育人事課長 それでは、議案書は45ページになります。

第75号議案大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正についてご説明をします。

説明資料の2ページでご説明します。

1の改正の内容でございますが、平成28年5月1日を基準日とする学校基本調査の結果、児童生徒数が確定したことに伴い、県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の定数が変動したので改正を行うものでございます。

2の増減の内訳をごらんください。

県立学校職員につきましては、高等学校では閉校に伴う法定数の減等による40人の減、特別支援学校では県単定数の減等による9人の減、県立中学校では長期派遣研修による1人の増、合計では48人の減となります。

市町村立学校職員につきましては、小学校では児童数の減、そして統廃合等により97人の減、中学校では生徒数の減及び統廃合等により58人の減、合計155人の減となっています。

3ページが新旧対照、4ページがその定数について、県の条例で定める5月1日の基準日に基づいて定めるといものをまとめたものでございます。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 クラスでいくと小中学校、高校はどれくらいの減になるのですか。

藤本教育人事課長 学級数は、小学校では57の減でございます。中学校では、学級数では9の減となっております。高校につきましては、学級数では10の減、特別支援学校では3の増、豊府中学は変わりません。

堤委員 クラス数の減少というのは合併等も当然影響してくると思うんだけど、この数字でいくと県立高校と小中学校の何校が合併したことになるの。

藤本教育人事課長 高等学校では2校閉校いたしました。小学校では10校閉校して、新たに2校新設されましたので8校の減というふうになっています。中学校では統廃合はございませんでした。

堤委員 例えば、これは5月1日を基準として、この1年間のクラスの合併なんだけれども、約200人の定数の削減による財政的な問題、予算的にはどれぐらいの金額なんですか。

藤本教育人事課長 現在1人当たりが財政単価で約800万円ぐらいですので、それを乗

じた額ということになるかと思えます。16億円です。

馬場委員 県立学校、市町村立学校も児童生徒数の減等、標準法で決まってくると思うんですけども、この中の例えば小学校97人、中学校58人減ということですが、この小中学校関係の国の負担分の総額がわかりますか。

藤本教育人事課長 義務教育費国庫負担法で3分の1が国の補助ということになりますので、その1年間の経費のうちのトータルで計算されますので。今の時点でまだちょっと幾らというのは。

馬場委員 97人と58人の155人が削減されているという部分で、この部分の国庫3分の1は返還するんですか。

藤本教育人事課長 毎年定数を決めて、それに基づいて配置をしていますので、その1年間の最終的なもので金額を確定するということになります。基本的にある程度の概数で毎月受け入れをしております、最終的には年度末で清算をするというふうな仕組みに。

嶋委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

嶋委員長 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第2号報告平成27年度大分県一般会計補正予算（第5号）についてのうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

森崎教育財務課長 議案書の46ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行った第2号報告平成27年度大分県一般会計補正予算（第5号）について、教育委員会所管分をご説明いたします。

教育委員会所管分の今回の補正は、別冊の平成27年度補正予算に関する説明書の43ページから47ページにかけて記載しております。

第10款教育費は、平成27年度の超過勤務手当及び教職員等教育関係者の退職手当が確定したことと、遺贈を受けた六本木ヒルズのマンションを売却し、その売却金を県有施設整備基金に積み立てたことによるものです。

詳細につきましては、お手元の委員会資料でご説明します。

資料の5ページをお開きください。

この表は、平成27年度の超過勤務手当の状況をまとめたものです。

表の1番右側の列の補正額の1番下の合計欄にありますとおり3,553万9千円の減額となっています。

次に、6ページをごらんください。

この表は、平成27年度の退職手当の状況をまとめたものです。

今回確定しました退職者数の内訳は表の中ほど、所要額（B）の人数の列の1番下の合

計欄にありますとおり、定年退職311人、早期退職123人、自己都合による退職32人の、合わせて466人となっております。これは、2月補正時の見込みを21人下回るものであります。

これにより、退職手当は1番右側の列、補正額（B）マイナス（A）の金額の列の1番下の合計欄にありますとおり、3億6,159万1千円の減額となっております。

続いて、7ページをごらんください。

これは、遺贈物件であります六本木ヒルズマンションの処分の状況をまとめたものです。

資料中ほどの2処分方法等にありますとおり、本年2月26日に一般競争入札を実施し、予定価格の1億4,078万8,880円に対し、1億9,200万円で落札されましたので、その下の3売買契約にありますとおり、3月17日に落札額と同額で契約しました。

これにより、資料1番上の歳入の表の右端、補正額（B）マイナス（A）欄にありますとおり、5,121万2千円の差額が生じたことから、その下、歳出の表の枠外にありますとおり、同額を県有施設整備基金に積み立てることとしたものです。

以上、超過勤務手当の減額、退職手当の減額、基金積立金の増額をすべて合計いたしますと、3億4,591万8千円の減額となり、これを教育費から減額しております。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

濱田委員 定年の人数、これは定年ですからわかりますけど、早期退職、自己の都合の人数については、ここ近年を比べた場合多いのですか、少ないのですか。

藤本教育人事課長 平成27年度は早期退職が最終的には123名でございます。自己都合が32名、昨年、平成26年度が早期退職が122名、自己都合が38名でございます。平成25年度が、早期退職が152名、自己都合33名ということで、若干は減少していったということでございます。

濱田委員 かなりの人数ですからいろいろあるんでしょうけど、定年より早くやめるという原因というのは、どういう傾向があるのですか。

藤本教育人事課長 教職員の年齢構成自体、現在50歳代以上の職員が半数程度を占めるということで、そういった中で、やはりご本人の健康の状況とか、家族、親族の介護の状況等、そういったものを考えた上での早期の退職という方が多いようにと。

堤委員 早期退職と自己都合、これはどういう振り分けですか。

藤本教育人事課長 早期退職というのは退職手当の割り増しがあるということで、45歳以上の方で、それ以外が自己都合というくくりにしております。

嶋委員長 自己都合は45才以下ということですか。

藤本教育人事課長 そうです。

堤委員 自己都合で45才以下というのは、介護とか余りないような気がするんですけど、1番メインの退職理由というのはどういうものですか。

藤本教育人事課長 自己都合になる場合、やはり結婚して他県に行くとか、そういった方が見られます。

堤委員 六本木ヒルズの件ですが、2代目校長先生の森さん、これはどういう経過でこういうふうになったんですか。森さんというのは森ビルのもともとのオーナーですか。大地主でしょ。違いますか。

森崎教育財務課長 盲学校の第2代校長のお孫さんの森さんという方がマンションの土地と建物を県立盲学校に遺贈するので、売却してその売却費用を同校の運営に充ててほしいという遺言書を残して亡くなりました。その遺言を受けて今回売却したという形になります。

馬場委員 5ページの教育委員会関係の超過勤務手当の状況について、これは減額になっているんですけども、小学校、中学校ではどういう内容になっているのですか。

藤本教育人事課長 対象は、事務職員に対する超過勤務手当です。教員には超過勤務手当が支給されませんので。

馬場委員 人数などの内容については後で伺います。

嶋委員長 六本木ヒルズのマンションの件ですが、この盲学校第2代校長の森さんの思いというのは、盲学校の施設整備、盲学校の運営、さらにはこういう障がいを持った人たちのためにという思いで寄贈しているんだと思うんですが、これを県有施設整備基金に積み立てておいていいんですか。

森崎教育財務課長 県有施設整備基金といいますのは、県の施設をつくる、あるいは改修をしたりとかに使う基金ではあるんですけども、とりあえず今回、まだ使途が決まっておきませんので、建設基金のほうに積み立てて、決まった段階でまた取り崩しをしていくという形をとろうと考えております。

嶋委員長 どのくらいの時期に。

森崎教育財務課長 今、特別支援のほうでそういう推進計画などがありますし、また今度つくろうというふうなこともありますので、そういうものを見ながらこちらのほうとしても徐々にということを考えております。

嶋委員長 ほかに、ご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑等もないので、これより先ほど審査いたしました警察本部関係部分とあわせて採決いたします。

本報告のうち本委員会関係部分については、報告のとおり承認すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本報告のうち本委員会関係部分については報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、請願の審査に入ります。

継続請願10国の責任で35人学級の推進を求める意見書の提出について及び継続請願11大分県独自で少人数学級の拡充を求めることについては関連がありますので、あわせて審査をいたします。

継続請願10及び継続請願11について、執行部の説明を求めます。

藤本教育人事課長 お手元の資料8ページをごらんください。

少人数学級の取り組みについてご説明します。

1の国の状況(1)教職員定数改善計画の経緯にありますとおり、これまで7次にわたり学級編制の標準が改善され、昭和55年の第5次計画以降40人学級が標準となっています。

こうした中、少人数学級につきましては、(2)にありますとおり、平成23年度には小学校1年生に、さらに(3)のとおり、平成24年度からは加配定数増での対応であります。小学校2年生に35人以下学級が実施されているところです。

次に、2の本県の状況(1)、(2)、(3)にありますとおり、本県では、平成16年度から小学校1年生に、平成18年度からは小学校2年生に、さらに平成20年度からは中学校1年生に30人学級を実施しております。(4)は平成28年度の30人学級編製の導入状況をまとめたものです。(5)は平成28年度の県内の小中学校において、1校当たりの学級数を示したものです。(6)は1学級当たりの児童生徒数です。

小学校では、児童数が26人から30人の学級が最も多く604学級、割合としては24.8%となっております。35人以下学級が90.5%、30人以下学級は全体の76.1%となっております。

中学校でも、生徒数が26人から30人の学級が最も多く328学級、割合としては32.9%となっております。35人以下学級が74.5%、30人以下学級は、全体の57.2%になります。

米持義務教育課長 お手元の資料の9ページをごらんください。

少人数学級の状況についてご説明します。

現在、県内全ての小学校1・2年生、中学校1年生で30人学級を措置しており、保護者や教職員からは、きめ細かな学習指導が可能なことや児童生徒の理解がしやすいなどの意見とともに、本事業の継続を望む声が寄せられております。

小学校では、小1プロブレムの発生率が、平成21年の32.3%から平成27年度は14.2%と減少してきております。

資料の10ページをごらんください。

中学校1年生時の学力定着状況を見る県独自学力調査において、低学力層の割合が平成21年から平成27年にかけて減少傾向にあります。

教職員定数改善につきましては、いじめや学力向上など複雑・多様化する課題に対応するために、政府予算等に対する提言や全国及び九州地方教育長協議会等を通じて毎年度要望しているところでございます。

今後の取り組み拡大につきましては、国の動向を注視し適切に対応してまいります。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 文科省も少人数で予算要求したりとか、財務省はなかなか了解しないというのがあって非常にすったもんだしているんだけど。今、県ですら文科省に要請していますが、状況的にはどうなんですか。

米持義務教育課長 財務省とのやり取りの中で、児童生徒の純減に対して教員をまず減らしております。それに対して、手厚く今の国の教育の動向に応じて教員を配置したと、その分をふやしたというのが文科省の言い分だと認識しております。県としては、加配については、昨年の771人に対して本年度753人で18人減になっておりますが、かなり配置はしていると認識しております。

末宗委員 文科省の見解と財務省の見解が違うという説明なんだけど。財務省の言い分も教えてもらって、どっちが正しいかも含めてちょっと聞きたいんだけど。

米持義務教育課長 国のやりとりを全て私が理解しているわけではございませんが、いろんなところの新聞あるいは検討の情報をお聞きする中で、財務省につきましては、いろんな取り組みについて、全ての予算の中で考えてそのあたりを減らしたいという狙いだと聞いております。

末宗委員 もう少し具体的に言ってください。

米持義務教育課長 予算の中で、財務省は、教育にかける予算については基本的には削っていきたいという認識だと思います。文科省の考えていることにつきましては、国際比較を1番根拠にしております、教員の勤務労働時間、あるいはいろんな生徒指導等の人的配置、専門家の配置等を勘案したときに、その配置人数について維持をするという主張を随分してきたというふうに聞いております。そのあたりのやりとりの中で、今のように配置数が決まったという認識をしております。

末宗委員 説明が違うんじゃないかと思う。財務省は30人学級、35人学級で効果があらわれたいと言っているはずよ。財務省は、予算を削りたいと言っているわけじゃないかと思うよ。それをそういうふうに歪曲して説明されると聞くほうとしても困るんだけど。どっちが正しいかということ、文科省のほうに成果があらわれるというデータがあれば財務省がやってくれるんだし、今そういうデータがないから財務省とやりとりしているわけだろうから。本質的にどこの見解が違うのかをちょっと聞きたかったんだけど。

米持義務教育課長 本県では平成21年度から小1プロブレム発生率の調査を始めました。このような調査は、全ての都道府県でどこもやっておりませんで、本県が初めて県内調査を行いました。このようなことから小学1年生の状況がわかってきたわけではありますが、そのあたりがもしかしたら委員ご指摘のとおり、全国的な調査ができていないのかもしれない。そのような積み上げは本県としても可能な限りするべきだというふうに考えまして、今のような経年調査を7年続けてきました。1年生の小学校入学当初においての効果というのは測定すべきだということは、本県が進んで取り組んできたところでございます。

能見教育改革・企画課長 私も全体的にこと細かに把握しておるわけではございませんが、一昨年までの文科省と財務省の意見の違いといいますのは、文科省のほうは、やはり児童生徒数の減に伴って教員の数が減っていくのは自然減、ありとしまして、その加配の部分でやはり自然減分そのまま減らすのではなくて、やはり教育現場でさまざまな課題が多様化、複雑化していますので、その分は加配で面倒見てくれよというのが文科省のスタンスでした。

それに対して、財務省のほうの見解としては、やはり世界的に見て、児童生徒と教員数の比率を比較しますと、日本は既に世界トップクラスといいますか、遜色のない状況にあるんだということで、自然減を上回る減をするのが適当ではないかというところで対立してきておりました。

昨年度から若干状況が変わってまいりまして、そこを末宗委員がおっしゃるように、もう少し根拠に基づいて議論が必要ではないかということで、今エビデンスをそろえて議論しようということで、その調査に必要な予算を財務省もつけておりますし、それに対して、先般上京した際に文科省から受けた説明によりますと、若干エビデンスの捉え方が財務省と文科省で異なっていると。財務省のほうでは完全に統計的なエビデンスを収集しようと、しなければいけないんじゃないかということに対して、文部科学省のほうは

もう少しエピソード的なところも含めていろいろ根拠資料を集めるというところで、来年度の予算編成に向けた対立構造の中では、その辺が焦点というふうに認識しております。

末宗委員 はい。大方わかりました。

馬場委員 8ページの本県の状況で、30人学級を小学校2年、中学校1年までして、そして小1プロブレムという部分も少しずつ解消してきているというふうなことがあったんですが、教育県大分を目指すということであれば、これ一気に35人または30人でもいいんですけども、やったときにどのくらいかかるか財政的な試算はしているんですか。例えば全部やったらどのくらいかかるのかとか。

藤本教育人事課長 30人学級を小学校3年から6年まで、あと中学校の2年、3年までしたときには約30億円ぐらいかかるという試算をしております。

馬場委員 そのくらい力を入れてもいいんじゃないかなと。30人以下学級にすると、やっぱり学力的にもかなり1人1人の子供にかかわれる部分があると思うんですが。その30億円は10年後、20年後はだんだん減少してくるんですかね。どういうふうになるんですか。

藤本教育人事課長 そこまでの経年での試算等はしておりませんが、やはり児童生徒数が減少していけば、1学級当たりの人数はやはり少なくなる傾向にはあると思いますので、その増の学級数というのは減ってくるというふうに見込まれると思います。

濱田委員 私は、文教警察委員は今年が初めてなんですが、この請願10と11はいつから継続になっているんですか。

嶋委員長 両方とも去年の12月。

濱田委員 1番先はいつごろからかな。8ページの(6)を見ると、現実に田舎のほうはもうほとんど小学校は35人以下なんですよね。それで、中学にしても、これを見ると25.5%が36人から40人というところで。私はことし初めてこれを審査するので、もうちょっと期間が必要だというふうに思っております。できたら継続にしていきたいというふうに思っておりますが、どうでありますか。

堤委員 確かにかなり前から出されております。小学校で9割、中学校で7割という数字も以前から聞いているんだけど、それでもやっぱりこの残りの小学3年生以降、また中学2年生以降というのは都市部にどうしても集中しているわけですね。そういったところの学級数をふやすということが本来的な目的なんですよね。確かに過疎化している小中学校は30人学級は関係ないですからね。それは別にそれで教育の充実でやっていけばいいと思うんです。

教育長は国に対しても要求していると言うのであれば、やっぱりこういう請願は採択することによって国の後押しをすると、文科省の後押しをするというふうな方向性は私は必要だというふうに思うんですよね。

本当にもう何6年、7年以上前から出ている請願あるから、ぜひこれはもういい加減採択してほしいよね。これは私の強い要望です。

井上委員 少人数になってある意味学力向上したという1つの証明のような、もうちょっと目の覚めるようなことをしてもらえるとありがたいがなと、何かぴしっと引かれるようなやりとりをしてもらわないと。少なくなっただけの成果があれば、では少なくしようというふうになっちゃうのよね。そういうふうに逆に努力してもらおうと、私はいい成果

が出ると思うな。

二ノ宮副委員長 さきほど30人学級で30億円かかるという説明だったんですけど、30億円と聞けば私もああ大変だなと思うんですけど、今現状として、大規模校なんかはほとんど加配とかいう形でいろんな手当てをしていると思うんです。その加配の総額というのは幾らなんですか。

藤本教育人事課長 加配、基礎定数どちらも区別ありません。それは全部人件費という中で算定されますので、財政上おおむね1人当たり800万円程度という形での試算というふうになろうかと思えます。

二ノ宮副委員長 私が言いたいのは、例えば、小学校の36人とか40人の学級数の大規模校については、やはり加配という形で支援をしていかないとなかなか成り立っていけないんじゃないかと思うんです。もちろん小規模校も加配があることは知っています。

30億円という金額を出すちょっと尻込みをするんですけど、そういうもので差し引きをしたりして、実際にその分が30人学級なりになると、加配分を減額することができるんじゃないかと思うんですけど、そういう小さな計算をして文科省なり財務省なりに訴えていってもらいたいと思うんですけど、どう思えますか。

藤本教育人事課長 加配というよりは、やはり法律改正による定数増ということを要求しております。やはり法律改正で児童生徒数によってこの数が決まるというふうな形で30人学級ができるようにということでの要望をしておりますので、加配ということになると毎年度の事業予算ということになり、その翌年がどうかというのは常にやはり不安定になりますので、ここでやはり継続した教育という観点からすると、いかななものかというのがありますので、法改正に基づく定数増ということを要求しております。

二ノ宮副委員長 私もうまく説明しきれないのですが、大規模校で36から40とかいう学級については、加配とかいう形で、そのクラスがうまく運営するように、普通の定数以外に加配という形でつけることによって大規模校がうまくいっているんじゃないんですか。だからそういうものが、30人学級になれば必要なくなるんじゃないですか。だから、そこを差し引きすれば30億円という額が必要なくなるんじゃないですかと聞いているんですが。

藤本教育人事課長 現在加配が750人くらいあるんですけども、その中から30人学級をつくっていく場合は、それを活用しての30人以下学級の導入ということになりますので、今で言えば指導法の工夫とかで大規模校、あと児童生徒支援という形での加配をしている者が少人数のほうにとられていくと、そこところが手薄くなるということになりますので、やはり法改正でということに要望はしております。（「見解が違う。」という者あり。）

馬場委員 能見課長に伺いたいんですけど、今の日本の教員1人当たりの生徒数とか、そういうものを国際的に比べた場合、日本は多いほうなのか少ないほうなのか。財務省は1人当たり日本は少ないというふうに見ているんですか。

能見教育改革・企画課長 OECD諸国で比較して遜色ないというような見方をしていたと記憶しています。

馬場委員 それに対して文科省はどうなんですか。

能見教育改革・企画課長 ちょっと正確には記憶しておりませんが、捉え方の違い

で、文科省として財務省の見解をそのまま受け入れているということはなかったと思います。

馬場委員 OECD諸国の中で小中で比べたら、1人当たりの先生が生徒を持つ人数は日本は多いほうじゃないんですか、

能見教育改革・企画課長 また、正確なところは確認させていただきますけれども、平均よりは多かったです。

嶋委員長 調べて後で。継続請願10なんですが、35人学級を推進しという意味、さっきの資料、濱田先生のお話にもあったとおり、小学校の1、2年生では35人編制をしているんですよね。ほとんどの小学校が35人以下の規模のクラスになっているので、この請願10の35人学級というのはもう応えられているんじゃないんですか。どうなんですか、請願者の思いというのは。

堤委員 説明しますが、結局これを見ると小学校で9割、中学校で7割となるでしょう。当然過疎地域に行けば30人以下というのはなんぼでもある。そこを30定数にしないと。都市部の中では、大分市や別府市など含めて30、40人学級というのがまだまだここで言えば231学級とか254学級あるということで、まずそういうところを含めて全体で定数を変えていかなければ当然これ実現できんわね。ただ都市部だけをやりなさいと言うわけにはいかんじゃないですか。

嶋委員長 都市部の定義がどこにあるのかちょっとわからないんですが、別府が仮に都市だということになれば、小学校はほとんど30人規模の学級ですけどね。

堤委員 大分市と別府市でどういうふうな状況かというのはわかりますか。小学校の36人から40人が231学級でしょう。この学級はどこの市町村になっているわけ。

藤本教育人事課長 大分市で、小学校の場合31人以上のところは約40%ぐらいだということでございます。大分市の中での割合です。36人以上は17.5%。別府市は36人以上が9.6%、約1割ぐらいで、31から35が13.4%というふうな状況になっております。

嶋委員長 一定の規模を超えるとそういう傾向があるんでしょうが、さっきから出ている加配定員を機動的に配置することによって対応すればいいと思うんですが、いろいろご意見も出ましたけれども、濱田委員から継続審査という意見もありましたので、継続審査についてお諮りをしたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 まず、継続請願10について、本請願は継続審査とすべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「私は是非採択してほしい。異議あり」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

本請願は、継続審査とすべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

嶋委員長 賛成多数であります。

よって、本請願は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、継続請願11について、本請願は継続審査とすべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

本請願は、継続審査とすべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

嶋委員長 賛成多数であります。

よって、本請願は継続審査とすべきものと決定いたしました。

濱田委員 1つ意見として、先ほど能見課長が言われたように、例えば、これ5人違うんですね。何か特別に5人違うことによって指導が困難というか、そういう問題があるのかどうか、もう少し総合的に掘り下げて、これは文科省あたりで、県内でやっても結構なんだけれども、わずか四、五人減っただけでどうかということは僕はあり得ないと思うんですね。だから、そういうことも含めてもう少し研究を深めて、そして裁決の必要があればしましょう。ぜひお願いします。僕らのころは五、六十人おったんじゃないかな。

嶋委員長 以上で付託案件の審査を終わります。

次に、去る5月11日から31日にかけて実施いたしました、県内所管事務調査のまとめを行います。

執行部より説明をお願いいたします。

能見教育改革・企画課長 その前に先ほどの馬場委員のご質問に対してよろしいでしょうか。今、調べましたところ、財務省側の主張としましては、1つは公財政支出についてです。日本の小中学校向け公財政支出を在学者1人当たりで見るとOECD平均を上回っていると、それが1つでございます。もう1つは、教員1人当たりの児童生徒数はG5ですね、日・米・英・独・仏諸国並みであって、1クラス当たりの担任外教員数はG5諸国の中で最大だと。

それに対しまして、文科省側の見解としましては、日本の教員は授業以外にさまざまな業務を行っていて、業務が授業に特化している欧米と単純に比較するのは不適當だと。例えば授業以外の業務について、日本は6割に対してイギリスは3割と。

嶋委員長 後でその資料をください。

能見教育改革・企画課長 後ほど資料を。それでは、去る県内所管事務調査のまとめのうち、1つ目の災害発生時における児童生徒の安全確保、事前準備につきましてご説明いたします。

資料の12ページをレジュメとして用いまして、基本的な方針・枠組み、取り組み状況、今後の対応について順次ご説明いたします。

13ページの資料1をごらんください。

「教育県大分」創造プラン2016から防災関係部分を抜粋したものでございます。

プラン2016では安全・安心な学校づくりの推進という施策を立てておりまして、現状と課題の下線部でございますけど、火山災害などの地域特有の自然災害についての取り組みが十分ではないため、地域の実情に応じた防災教育・防災対策の充実・強化が求められること、また、学校は地域の災害避難所に指定されている場合が多いことから、地域住民や市町村防災担当部局と事前に協議するなどの連携強化が求められることについて、記述をしております。

次の14ページをごらんください。

主な取り組みとしましては、①にありますように、各学校において、災害時に適切な意思決定や行動選択ができるよう、実践的な防災教育・防災対策を推進することとしております。

その一環として、上から4つ目のポツにあります、防災の専門家をアドバイザーとして学校に派遣し、直接指導・助言するといった取り組みを進めています。

また、主な取り組みの③にありますように、教育環境の向上を図るとともに、学校生活の安全・安心を確保するため、学校施設の整備や長寿命化等を推進することとしております。

最後に目標指標をごらんください。

学校の立地環境等に応じた防災教育の実施率につきまして、26年度の73.4%を速やかに100%まで向上させる目標を掲げております。

続きまして、資料15ページの資料2をごらんください。

学校保健安全法に基づきまして、全ての学校において学校安全計画と危機管理マニュアルを作成することになっております。学校安全計画とは、学校の施設設備の安全点検や、児童生徒に対する日常的な安全指導等に関する年間計画を定めたものでございます。

16ページの資料2の1が学校安全計画の例でございます。

また、危機管理マニュアルにつきましては、火災や地震等どここの学校でも起こり得る災害のほか、津波や土砂災害等の学校の立地環境等に応じた地域特有の災害も想定し、学校の職員がとるべき措置の具体的な内容や手順を定めたものとなっています。

17ページの資料2-2に危機管理マニュアルの目次例をつけております。

資料の18ページ、資料3をごらんください。

学校における安全に関する取り組みの調査を毎年実施しておりまして、その中から学校安全計画の策定状況、危機管理マニュアルの作成状況、災害安全に関する取り組みに関する調査結果を抜粋しております。

資料の中ほどの①ですが、マニュアルにつきましては、県内全ての学校で作成されています。その下の②ですが、危機管理マニュアルで想定している災害の種類ごとの作成状況を示しております。火災対応、地震対応については、ほぼ全ての学校のマニュアルに盛り込まれておりますが、どここの学校でも起こり得る大雨・台風の割合が比較的低くなっております。

次の19ページをごらんください。

各学校では、立地環境等に応じて、想定される災害に関する安全教育を行うとともに、作成した危機管理マニュアルの実効性を高めるため、毎年、避難訓練を実施しております。

避難訓練の実施状況につきましては、③避難訓練の実施回数にありますように、9割以上の学校が年2回以上、7割以上の学校が年3回以上行っておりまして、次ページの④では火災、地震の避難訓練は、ほぼ全ての学校で実施されていることがわかります。

12ページのレジユメに戻っていただきまして、2(1)の学校における安全に関する取組の課題にありますように、実際の災害時に必要となる保護者や地域住民等との連携を含めまして、実践的な防災教育・対策の実施率を向上させる必要がございます。

今後は、地域や学校の実情に応じてさまざまな災害を想定した訓練を行い、児童生徒や教職員の防災意識・マニュアルの実効性を高めることが喫緊の課題であると考えておりま

す。

次に、施設面の安全確保に関して、12ページの2(2) 県内公立学校施設の耐震改修に係る調査結果ですけれども、平成27年4月現在、公立小中学校で97.5%、高等学校で98.1%、特別支援学校で100%となっています。

調査結果の詳細につきましては21ページの資料4にまとめておりますが、県立学校に関しましては、27年度末に閉校となった旧佐伯豊南高校を除くと、昨年度の段階で100%に達しております。また、市町村立学校が100%となっていないのは、来年度に統廃合を予定しているといった理由によるものと承知しております。

屋内運動場のつり天井等の非構造部材につきましても、落下防止対策を進めているところでございます。

学校施設に関する課題としましては、今回の熊本地震におきまして、耐震対策済みの体育館等で照明器具等の非構造部材が破損し、避難所としての利用に支障が生じた事例などを踏まえまして、学校施設の避難所としての安全性や防災機能の確保が挙げられます。

国においても、有識者による検討会議を立ち上げて、こうした課題等について検証が進められているところと承知しております。

資料12ページにお戻りいただいて、2(3)の備蓄状況についてでございます。

実際の災害発生時には、下校時の危険を回避する、保護者への引き渡しができない等の理由から、一定の期間、児童生徒を学校にとめ置く事態も想定される場所です。特別なケアが必要な児童生徒がいる特別支援学校におきましては、全ての児童生徒が地震・津波の災害等で学校に足どめされることを想定しまして、薬や医療的ケア用品、専用食材等の応急物資を3日分備蓄する取り組みを進めているところでございます。

他方、通常の学校では、避難所指定されている場合は、備蓄を含め避難所の管理運営は市町村の事務となっております。その上で、児童生徒用の水や非常食等の備蓄については、その規模や負担の問題等、今後検討すべき課題と認識しております。

今回の熊本地震を受けまして、各学校や教育関係機関における災害対応の実態把握や課題の洗い出しを行うなど検証作業を進めまして、その結果をマニュアルや訓練の見直しに反映させる必要があると考えております。

また、市町村教育委員会とも一層連携を図りまして、より実効性の高い災害対応体制の確立を通して、児童生徒のさらなる安全確保を図っていきたいと考えております。

姫野高校教育課長 地域の特色を活かした魅力ある学校づくりについてご説明いたします。

説明資料の23ページをごらんください。

今後さらに中学卒業生数の減少が見込まれる中、生徒が行きたい学校、生徒に選ばれる学校となるよう、地域の高校活性化支援事業を立ち上げ、地域との連携による魅力・特色ある高等学校づくりに向けた取り組みを行うこととしています。

今年度は、地域と連携して魅力・特色化に意欲的に取り組む学校に対して、1校当たり200万円程度支援します。

取り組みの視点として、地域との連携、中学校との連携、学力向上や学校の特色づくりを大切にしたいと考えています。

生徒の進路実現を図るための学力向上の取り組みとして、グローバルコミュニケーション部を創設し、英語力の向上を図るとともに、地域の中学生の英検指導の実施や、タブレ

ットを使った進路指導や学力向上に加えて、ICT関連の高度資格取得挑戦講座、また、地元企業、保育園、福祉施設で、コースの専門性を高める長期インターンシップなどの実施を検討しているところでございます。

課外活動等の充実によるプラスワンの取り組みとして、生徒が作成した外国語版の観光案内を観光客に配布したり、伝統芸能の海外公演等の実施による地元大分の魅力の世界への発信、地元ケーブルテレビ等とタイアップした地域の魅力をPRするCMや番組の制作、さらには、地元後援会とタイアップした名門硬式野球部の復活プロジェクトなどの実施を検討しているところでございます。

続きまして、説明資料の24ページをごらんください。

津久見高校海洋科学学校及び三重総合高校久住校の特色ある教育の推進についてご説明いたします。

まず、1の津久見高校海洋科学学校についてです。

津久見海洋科学学校は県内唯一の水産系高校であり、予算規模や教職員数が多く、単独の高校に匹敵する規模でございます。存続のためにやむなく分校とした経緯がありましたが、その後の法改正や漁業従事者、船員の不足などにより、状況が大きく変化しております。

また、香川県との共同運航については、危機対応などにおいて、校長を中心とした迅速な意思決定を行う必要があります。

今後の方向性としましては、これらの状況を踏まえ、海洋関連産業の人材を育成する上でも、海洋科学学校の単独校化を検討いたしたいというふうに思います。

次に、2の三重総合高校久住校についてです。

三重総合高校久住校では、栽培から畜産までが集約された農場環境を活かし、地域に根ざした特色ある農業教育を行っています。例えば、久住の雄大な自然環境について学ぶ竹田・くじゅう学や、平成29年の全国和牛能力共進会に向けた出品牛の飼育、さらにJGAP認証取得などの農業教育に取り組んでいます。これらの取り組みを発展させるため、今年度からアグリコーディネーターを配置し、農業大学校や地元企業と連携したカリキュラムの開発を行っているところでございます。

今後の方向性としましては、地域と一層連携し、久住校の特色づくりを進めるとともに、学生寮のあり方については竹田市と協議を進めます。

後藤特別支援教育課長 特別支援学級と特別支援学校の就学と連携についてご説明いたします。

お手元の資料25ページをごらんください。

平成25年9月に学校教育法施行令が一部改正され、障がいのある児童生徒の就学を決定する仕組みが変わりました。改正前、平成25年8月までですが、次の26ページの学校教育法施行令第22条の3に示された障がいの程度に該当する障がいのある子供は原則特別支援学校へ就学する仕組みとなっていました。

改正後、平成25年9月からですが、障がいの状態、教育上必要となる支援や地域の学校の教育体制整備の状況などを勘案し、小中学校、特別支援学校への就学を総合的に判断する仕組みとなりました。

平成27年度の大分県障害児適正就学指導委員会において、市町村教育委員会より通知された小1の新入学61名、中1等への転入学70名の調査書等について審議を行い、平

成28年4月には計131名が特別支援学校へ就学いたしました。

資料の27ページをごらんください。

特別支援学校と特別支援学級の連携につきましては、平成18年の学校教育法の改正において、第74条に特別支援学校においては、小中学校等の要請に応じて、障がいのある子供の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるということが示されています。

資料の28ページをごらんください。

大分県では特別支援学校教員の専門的知識を活用するよう、今年度は全ての特別支援学校に特別支援教育コーディネーターを1名ずつ計16名を配置し、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等への巡回相談等を行っています。平成27年度の特別支援教育コーディネーターによる巡回相談等の実績は延べ3,629件で、そのうち794件が特別支援学級への連携支援となっています。

また、16校全ての特別支援学校では、授業研究会や学校公開を実施し、地域の小中学校等へも案内をするなど、地域の小中学校等との連携を図り、特別支援教育の充実に向けて取り組んでおります。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

堤委員 12ページの備蓄の状況で、この前大分支援学校に行ったときに、保護者が子供たちの備蓄の部分を全部準備していると言うんだけど、ここに書いているのはそういう意味なのですか。

後藤特別支援教育課長 子供たちのマイバッグと通称呼んでおりますけれども、障がいのある子供たちですので、1人1人食べられるものであるとか、必要な物品が異なってきます。それで3日分の必要な備蓄品を備えたマイバッグを準備しているところです。

堤委員 ということは3日分だから、仮に薬だと有効期限とかいろいろありますよね。そのたびに入れかえを個人でやっているということですか。

後藤特別支援教育課長 避難訓練で、そのときに中に入っているものを食べるというような訓練も行いながら、使用期限を守って入れかえを行っています。

井上委員 携帯の懐中電灯のようなものは入っていないんですか。

後藤特別支援教育課長 個人物品の中には入っておりませんが、学校で懐中電灯等を準備しています。

井上委員 小さい懐中電灯のことですが。

後藤特別支援教育課長 今のところ、懐中電灯はマイバッグの中には入れていません。

井上委員 暗いから必要ですよ。補足として、済みません。

嶋委員長 古手川委員外議員、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

堤委員 保健体育の先生、普通の体育の先生でもいいんだけど、そういう人は、もし授業中に子供に異変があった場合、心臓マッサージとか人工呼吸とか、AEDの使い方とか、そういうのはきちっと知っているのでしょうか。最近非常に気になっています。

井上体育保健課長 学校の中でそういった緊急の事故があったときとか、そういったことのために研修をしております。この救急救命士という講習なんですが、これは消防署が主催をして、その講習に出てしっかり資格をもらう、その先生がまた学校の中で研修をする

という形がとられております。

堤委員 公立学校はそういう形をしているんだけど、私立もそういう動きをしているんでしょうか。していないんじゃないのかなという思いがあるものだから、そこら辺は聞いたことないのですか。

井上体育保健課長 そのところはまだ把握をしておりませんが、私どもが県立高校でやっているところを市町村のほうにも、また私立のほうにも広めていきたいと、そのように考えております。

馬場委員 18ページの学校における安全に関する取り組みの調査ということで、会派で庄内中学校に伺いました。体育館のガラスが割れているような状況もあったんですが、今回の地震は夜、九州北部豪雨は朝早くとかですよ。学校の授業をしているときとかいうのはあまりなかったような気がするんですけども、ただ、いつ起きかわからないという状況の中で、なかなか駆けつけることができにくい状況もあるのかなという気もするんですね。

そういう意味では、ある程度こういうマニュアルもとっても大事だと思うんですけど、そこに住んでいる人ですよ、例えば、僕は知らなかったんですけど、災害対応等で、中津土木事務所長はずっと中津に住まなきゃいけないというような。そういう意味では、小中学校も含めて、やはりそこに住んでいる人が何人かいないと対応でなかなか厳しい状況が出てくるのかなということを思ったんですが、いかがですか。

井上体育保健課長 ご指摘のとおり、地域との連携というのが1番重要になろうかと思えます。真夜中であつたり、朝早くであつたりですね、そこに現場の先生方が到着できない場合もございます。そういったときには危機管理マニュアルの中で、まず権限移譲というか、校長先生が来られないときにはその次の段階に行くとか、きちっと決めておくことが1番大事かと思えます。また地域の防災部局との連携、そういったことも今後緊密な連携をとる必要があるかと思えます。

馬場委員 そういう意味では人事も含めてですね、ある程度その辺も考えておいたほうがいいかなと、北部豪雨を経験をしてつくづくそういうふうに思いました。

二ノ宮副委員長 庄内中学校の体育館が被災しました。あそこの耐震化工事は全て終わっていたんですけど、耐震化工事をしていたからあのくらいの被害でおさまったという意見と、耐震化工事のやり方に問題があったんじゃないかというような2つの意見が出ています。

市教委の関係だと思んですけど、ぜひあそこを調査しながら、耐震の対応をぜひお願いしたいと思っています。行ってみたらわかるんですけど、ほとんど使えんような状態になっているし、同じエリアにある高校の体育館とかほとんど被害がない。もちろん地理的なことがあると思んですけど、さっき言ったように耐震化工事自体に問題があったんじゃないかという意見もありますので、ぜひその辺は研究をしてください。

もう1点、直接関係ないんですけど、さっき由布高校のテニスコートのことが出たんですけど、私たちが見ている範囲では、河川の護岸工事と言うか、国なりの大きな災害復旧工事をやらなければ直らないというふうな状況と見たんですけど、あそこにただ壁をつくるだけで可能なんじゃないでしょうか。

森崎教育財務課長 実は今その調査をしているんですが、地質の中に岩盤があります。そ

ここまで掘れていれば、そこに壁をつくって、そして下に落ちないようにできるというふうな方策を立てているところでございます。

委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑等もないので、以上で県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より、報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

藤本教育人事課長 教職員の懲戒処分について2件ご報告させていただきます。

資料の29ページをごらんください。

1件目ですが、体罰行為により、平成28年5月24日付で日田市内の県立学校教諭、男性51歳を減給10分の1、1月の処分としました。

同教諭は、平成28年4月23日土曜日午前9時ごろ、学校のグラウンドにおいて、監督する部活動の3年生男子生徒に対し、熱中症の心配があったため帽子をかぶるよう指示したにもかかわらず、かぶっていなかったこと、帽子を取りに行く途中でボールを蹴ったように見えたことから、右平手で同生徒をたたく等の体罰行為をしました。同教諭はこれらの体罰について直ちに校長に報告しなければならないにもかかわらず、これを怠っておりました。なお、この体罰による怪我はありませんでした。

2件目です。器物損壊により、平成28年6月7日付で国東市公立中学校教諭、男性53歳を戒告の処分としました。

同教諭は、平成28年4月7日木曜日午後6時21分ごろ、大分市羽屋の駐車場において、被害者の乗用車の後輪タイヤ2本をパンクさせました。この行為により同教諭は、平成28年4月16日土曜日に大分中央警察署に器物損壊容疑で逮捕されましたが、被害者との示談が成立したことにより、同月27日水曜日に不起訴処分により釈放されたものです。

以上、報告させていただきますが、引き続き服務規律の徹底に取り組んでまいります。

嶋委員長 これより質疑に入ります。

質疑があればお願いします。

末宗委員 2件目の器物損壊事案、こっちのほうは戒告で、処分は減給より軽いんだろけど、何か気分が悪い判断やね。これ戒告ぐらいで済ませているけど、人間のたちとして今後大丈夫かなと思うけどね、嫌な気分です。

藤本教育人事課長 まさに事情聴取の中でも、やはり教員としてやってはいけないことをしたというふうなことで、教員としてというところを引き続き服務規律の徹底とあわせて訴え続けてまいりたいと思います。

嶋委員長 処分と関係ないんですけど、日田市内の県立高校で思い出したんですが、日田林工の柔道場の畳が随分古いという要望を現場で受けました。かなり危険性もあるということなので、前向きに、柔道場の畳交換を早目にご検討いただければありがたいと思います。

森崎教育財務課長 今までに対応しています。

嶋委員長 そうでしたか。早速にありがとうございます。

ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にないようですので、これをもちまして教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はご苦労さまでした。

〔教育委員会、委員外議員退室〕

嶋委員長 まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

次に、県外所管事務調査についてですが、まず、事務局に説明させます。

(事務局説明)

嶋委員長 以上、事務局に説明させましたが、ご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 それでは、この案で決定いたします。

なお、細部については委員長にご一任願います。

この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にないようですので、これをもちまして、委員会を終わります。

お疲れさまでした。